第

5 2 1 5

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2015年)$ 平成27年 4月 27日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

☆ 来日芸能人等に対する消費税課税の改正

A:リバースチャージ方式となりました。 【解説】

平成27年度の税制改正では、国外事業者が 国内において行う芸能・スポーツ等の役務の 提供について、その取引に係る消費税の納税 義務を、役務の提供を行う事業者から、役務 の提供を受ける事業者に転換する(リバース チャージ方式)とされたことから、今後は、 国内で役務の提供を行った海外の芸能人やスポーツ選手が消費税を納めるのではなく、役 務の提供を受けて報酬等を支払うプロモーターなどの国内事業者が消費税を納めることに なります。

改正となったいきさつは、会計監査院から、 非居住者である海外の芸能人やスポーツ選手 であっても、基準期間(課税期間の前々年) における課税売上高が1000万円を超えていれ ば、国内のイベントなどで得た報酬にかかる 消費税を申告・納付しなければならないにも かかわらず、非居住者において消費税の制度 がよくわからないといった理由から、多くの 課税漏れが生じていたという実態が指摘され たことによります。

この改正は、平成28年4月1日以後に行われる役務の提供について適用されます。







